

(独) 日本学生支援機構の在り方に関する有識者検討会
第2WG 報告書(案)

目 次

I. 留学生支援事業

1. (独) 日本学生支援機構の留学生支援事業について

(1) 留学生支援事業の概要

- 留学生交流の意義
- 政府等の取組の方針と現状
- (独) 日本学生支援機構の行う業務

(2) これまでの行革等における指摘と対応

2. (独) 日本学生支援機構の留学生支援事業に係る課題と今後の方向性について

(1) 留学生支援全般について

- 戦略的な留学生交流の促進
- ナショナルセンターとしての機能の強化

(2) 日本人学生の派遣

- グローバル人材の育成
- 留学生交流の質の確保や効果の検証
- 海外留学の障壁の解消

(3) 外国人留学生の受入れ

- 留学生の戦略的な受入れ
- 受入れ段階等における窓口機能の強化
- 滞在中の環境の充実
- 卒業(修了)・帰国後のフォローアップの強化

3. (独) 日本学生支援機構の留学生支援事業に係る組織の在り方について

(1) 留学生支援に関する体制の在り方

- 産学官の協力による促進
- 総合的な留学生交流の実施機関としての機構による連携促進

(2) 各主体の担う役割の分担と連携

- 国と機構の役割分担
- 大学と機構の役割分担

(3) 諸課題に適切に対応するための組織の在り方

- 国内における国際交流の中核的拠点の整備
- 国際交流会館の廃止の在り方
- 奨学金支給事務の実施体制の在り方
- 日本語教育の実施体制の在り方
- 海外拠点間の連携
- ナショナルセンターとしての機能の整備

(4) 留学生支援事業を実施する組織の実施主体の在り方

- 機構における3事業の在り方
- 統合後の法人等への移管の可否

I. 留学生支援事業

1. (独) 日本学生支援機構の留学生支援事業について

(1) 留学生支援事業の概要

(留学生交流の意義)

留学生交流は、グローバル化する社会で活躍できる人材の育成を図るとともに、我が国を世界により開かれた国とし、大学等の国際化を進める上で重要な意義を有する事業であり、また我が国と諸外国との間の人的ネットワークの形成や、相互理解と友好関係の深化に資する事業である。

(政府等の取組の方針と現状)

政府は平成 20 年 7 月に「留学生 30 万人計画」を、平成 22 年 6 月には日本人学生等の海外交流 30 万人、外国人学生の受入れ 30 万人を 2020 年までの目標として掲げる「新成長戦略」(平成 22 年 6 月 18 日閣議決定)を決定し、また平成 24 年 6 月には「グローバル人材育成戦略」を策定するとともに、産学官の連携により同年 5 月に「産学協働人材育成円卓会議」において「アクションプラン」をとりまとめるなど、我が国一体となって留学生交流の推進に取り組んでいるところである。

しかし、海外へ留学する日本人学生数は平成 16 年の 82,945 人をピークに減少に転じ、平成 21 年には 59,923 人となっている。また、日本で学ぶ外国人留学生は増加傾向にあるものの、平成 23 年は東日本大震災の影響もありやや減少し 138,075 人となっており、より積極的・戦略的な留学生交流の活性化が求められている。

(注) 派遣については OECD、IIE、ユネスコ文化統計年鑑等調べ、受入れについては文部科学省及び日本学生支援機構調べ。

((独) 日本学生支援機構の行う事業)

(独) 日本学生支援機構(以下「機構」という。)は留学生支援事業として、

- ① 留学前の段階では、国内及び海外での留学フェアの実施、ウェブサイトや海外向けのポータルサイトの開設、海外事務所等を通じた情報提供や相談サービスの実施
- ② 外国人留学生の留学先の決定に際しては、学習到達度を判定するために国内及び海外で「日本留学試験」を実施
- ③ 留学中には、奨学金の支給、特に外国人留学生に関しては日本語予備教育の提供、交流活動の支援、宿舍の支援
- ④ 卒業(修了)・帰国後には、外国人留学生への就職活動の支援、帰国した元外国人留学生の招聘、メーリングリストの発行

等に取り組んでいる。

このように、留学前のプロモーションから卒業（修了）・帰国後のフォローまで、一連の支援業務を総合的に実施する中核的な支援機関として、留学生交流の一層の促進を図ることが期待される。

（２）これまでの行革等における指摘と対応

一方で、機構の行う留学生支援事業については、これまでの行政改革の議論において、

- ・留学生宿舍（国際交流会館等）の設置・運営の廃止
- ・留学情報センターの運営事業の廃止
- ・私費外国人留学生学習奨励費の見直し
- ・海外事務所の見直し

等の指摘を受けている。機構においては指摘を踏まえ、順次対応してきたところである。

指摘内容		対応状況
【事務・事業の見直し】		
留学生宿舍等（国際交流会館等）の設置・運営の廃止	大学・民間等への売却を進め、平成23年度末までに廃止する。 【23年度中に実施】	○23年度末までに全13館中7館を売却。 ※売却先の決定していない会館：札幌、金沢、東京、兵庫、福岡、大分 ※一般競争入札によっても買い手のつかなかった会館については、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（24年1月20日閣議決定）において「やむを得ない事情により売却が困難なものについては廃止の進め方について現行中期目標期間終了時まで結論を得る」とこととされている。
留学情報センターの廃止	留学情報センター（東京・神戸）は廃止する。 【22年度中に実施】	○22年度末をもって廃止。
私費外国人留学生学習奨励費の見直し	成果検証を厳しく行うとともに、渡日前の予約採用の拡充を図る。 さらに、留学生借上げ宿舍支援事業等を統合し、奨学金を中心とした私費外国人留学生等奨励費給付事業として運営する。 【23年度中に実施】	○成果検証を行うため、21年度学習奨励費受給者のうち最終年次者の進路状況調査及び22年度学習奨励費活用状況等調査を実施。その結果を「学習奨励費給付事業成果検証委員会」において分析し、23年3月に報告書を取りまとめた。 ○渡日前の予約採用の拡充について、渡日前入学許可で大学等に入学する者で、大学等から成績優秀者として推薦を受けた者を予約者とする新たな制度を創設（23年4月入学者から対象）。 ○留学生借上げ宿舍支援事業については、23年度から、私費外国人留学生学習奨励費の予約者及び採用者を優先して支援する方法に改め、同奨励費の推薦時期に併せて募集を実施。
【資産・運営等の見直し】		
国際交流会館等	国際交流会館等（13か所）の譲渡により生じた収入の額は、政府支出の比率に応じて国庫納付する。 【23年度以降実施】	○売却した会館について国庫納付済み。
海外事務所の見直し	バンコク事務所を日本学術振興会と共用化するなど、海外事務所の廃止又は他機関事務所との共用化を進めるための検討を行い、具体的な結論を得る。 【22年度中に実施】	○24年3月に日本学術振興会との共用化を開始。

2. (独) 日本学生支援機構の留学生支援事業に係る課題と今後の方向性について

(1) 留学生支援全般について

(戦略的な留学生交流の促進)

我が国の留学生交流施策の推進に当たっては、留学前のプロモーションから、滞在中の支援、卒業（修了）・帰国後のフォローまで通じた、一貫性のある戦略的な留学生交流の促進が求められる。

(ナショナルセンターとしての機能の強化)

機構は日本人学生と外国人留学生の双方に対し、留学前の段階から卒業（修了）・帰国後のフォローまで、一連の支援業務を統一的視点から総合的に実施している。このような留学生支援の総合的な実施機関として、機構は、ナショナルセンターとしての機能（情報収集・発信、調査分析、専門的知見の提供、コーディネートや連携の支援・促進等）を強化し、もって戦略的な留学生交流の促進に資することが期待される。

(2) 日本人学生の派遣

(グローバル人材の育成)

これからの我が国社会を支える人材の育成の観点から、グローバル人材の裾野を拡げ、厚みのある人材層が形成されるよう戦略的な取組を進めることは、我が国の現下の重要課題である。また、産学官一体となって社会のトップ・リーダー人材を養成するため国としても必要な環境整備を行うことも必要である。

(留学生交流の質の確保や効果の検証)

留学生交流事業については、平成24年度文部科学省行政事業レビューにおいて公開プロセスによる議論が行われた（※）。ここで行われた議論も踏まえ、大学における国際化の取組等の他のプログラムとの連携により事務の効率化を図りつつ学生の海外留学派遣を促進するとともに、採択時審査の厳格化（特に短期派遣については目的の明確化など）、3ヶ月未満の短期派遣事業の成果の検証、フォローアップの強化等に取り組むことが必要である。

（※）「留学生短期受入れと日本人学生の海外派遣を一体とした交流事業」が対象とされた。

(海外留学の障壁の解消)

海外へ留学する日本人学生の数は、前述のとおり近年減少傾向にある。若い世代の「内向き志向」もしばしば指摘されるが、海外留学を見送る理由として、経済力、大学の体制の問題、就職の問題、語学力の問題等を挙げる調査結果（※）もあることを踏まえ、意識の問題に還元するのみでは

なく、留学の障壁となっている要因を把握・分析し、それを解消するような取組が求められる。

(※)「東京大学国際化白書」(2009年3月)より

(3) 外国人留学生の受入れ

(留学生の戦略的な受入れ)

グローバル化が進展する世界の中で、我が国社会のグローバル化を促進し大学等の国際化を進めるためには、外国人留学生の受入れを通じた国際交流の重要性が増している。留学生の受入れ促進に当たっては、優れた留学生を我が国に受け入れることのできるよう、世界各国の若者が日本で学び、働きたいと思えるような環境づくりを産学官で進めるとともに、今後の成長分野や地域戦略を踏まえた機動的かつ戦略的な留学生交流を推進することも重要である。

(受入れ段階等における窓口機能の強化)

優れた留学生の受入れを促進するためには、日本留学のアピールを効果的に行うとともに、情報提供や相談サービスを行う窓口機能を強化することが必要である。

その際、海外政府機関や大学団体等から我が国との留学生交流(大学間交流)の希望があっても、現状では我が国の大学等に関する連絡や情報提供を行う窓口機関というべき存在がないという実態を踏まえ、海外の大学等との留学生交流の機会を逸することのないよう、機構が国と緊密な連携の下、こうした情報提供機能を担うことが望まれる。

(滞在中の環境の充実)

○留学生との交流の活性化について

我が国においては、来日した留学生と日本人学生等との交流の機会が十分でないと言われる。留学生が日本留学の効果を十分に上げることができるよう、また我が国の内なる国際化やグローバル人材の育成に寄与する観点から、留学生と日本人学生、若手企業人、また地域住民等との交流の活性化を積極的に進める必要がある。

○宿舎面の支援について

我が国で学ぶ留学生が安心して充実した留学生生活を送れるよう、住居にかかる負担を軽減することが必要であり、機構は大学等における宿舎提供等の取組を支援する。

その際には、宿舎の経済支援の面のみならず、留学生と日本人学生の混住型宿舎が果たしている教育機能の面にも、十分な留意が必要である。例えば、民間企業等の提供する留学生寮に入居した留学生は、修了後に

我が国企業へ就職した者の割合が高いことなどは注目すべき事実であろう。

(卒業（修了）・帰国後のフォローアップの強化)

かつて日本へ留学していた元留学生は、国を超えた人的ネットワークを形成し相互理解と友好関係を構築していく上で、我が国の財産とも言うべき存在であるが、現状では帰国後の関係の維持が十分とは言い難い状況である。

元留学生へのきめ細かなフォローアップやネットワークの充実・継続は次の優秀な留学生の獲得にもつながり、各大学等においても自主的に取り組まれるべきものであるが、特に我が国が国費を投じて受け入れた留学生等について、帰国後の我が国との良好な関係維持のための取組の充実が課題である。

なお、我が国にとどまり就職や研究を継続する元留学生も同様に重要な存在であり、大学や地方自治体等とも連携し、我が国社会で活躍できるよう取り組むことも重要な課題である。

3. (独) 日本学生支援機構の留学生支援事業に係る組織の在り方について

(1) 留学生支援に関する体制の在り方

(産学官の協力による促進)

グローバル人材の育成の観点からは、政府、大学、企業、団体等が一丸となって留学生交流の促進に取り組むことが必要である。

すなわち、留学生交流は各大学においてそのミッションに照らし主体的に推進されるべきものであるが、国においては留学生交流の在り方や方針を定め、また促進のための政策立案を行うこと、機構においては中核的な留学生交流の支援機関として、国の政策に基づき留学生交流の支援・推進を行うことが重要である。この他、企業や団体等においても、例えば留学情報の発信、奨学金支給、日本語教育等、様々な役割を果たしており、これらが一体となって留学生交流の促進が図られることとなる。

(総合的な留学生交流の実施機関としての機構による連携促進)

その際、機構は、日本人学生と外国人留学生の双方に対し、留学前の段階から卒業（修了）・帰国後のフォローまで、一連の支援業務を総合的に実施する留学生支援の総合的な実施機関として、情報収集・発信や調査分析への戦略的な取組や、コーディネーションや連携促進等の機能を担うことが期待される。

(2) 各主体の担う役割の分担と連携

(国と機構の役割分担)

国は留学生政策の企画立案や外国政府との窓口の役割を担う。機構は国の定める方針に基づき、また国と密接な連携の下、国が自ら主体となって直接に実施することになじまない執行事務を総合的に実施する。

(参考) 独立行政法人とは(独立行政法人通則法第2条より)

「公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的」とする法人

(大学と機構の役割分担)

各大学はそのミッションを踏まえ主体的に留学生交流を推進し、機構は各大学の主体的な取組を支援する。

(3) 諸課題に適切に対応するための組織の在り方

(国内における国際交流の中核的拠点の整備)

留学生交流の効果を十分に発揮させる上で必要な交流拠点の中核的役割を果たす場を「中核的な留学生交流の場」として構築し、若手人材の国際交流拠点のモデルとして活用すべきである。

その際には、中核的拠点として、交流の活性化の鍵となる留学生交流の質の保証に係る機能等も担うことも有効と考えられる。

(国際交流会館等の廃止の在り方)

国際交流会館等については引き続き売却をめざす。ただし、留学生交流の効果を十分に発揮させる上で必要な交流拠点の中核的役割を果たすにふさわしい条件を備えた施設があれば、「中核的な留学生交流の場」としての再構築も視野に入れるべきである。

(奨学金支給事務の実施体制の在り方)

国費外国人留学生制度(現在、募集・選考は国で実施)について、採用段階から卒業(修了)・帰国後のフォローまで一貫した実施体制による効果的な実施や、私費外国人留学生等学習奨励費制度(現在、機構で実施)との事務一元化による合理化が望まれる。

(日本語教育の実施体制の在り方)

機構の日本語教育センターは、これまでの教育研究の蓄積に裏打ちされた質の高い教育の提供や、高等専門学校入学予定者等の多様な学生のニーズに応じたきめ細かな指導により、現在、国として責任を持って受け入れるべき国費外国人留学生や外国政府派遣留学生の受入れ・教育において重要な一翼を担っている。もっとも、将来的には民間の日本語教育機関の動

向等も踏まえ、機構による教育実施の必要性や求められる機能等につき引き続き見直しを図るべきである。

(海外拠点間の連携)

機構の有する海外事務所は、海外からの留学生の受入れの窓口としての役割を果たしているが、その機能の強化のためには、海外に展開されている他機関や大学の海外拠点とのより柔軟で積極的な連携により海外拠点機能の充実を図り、留学生交流におけるワンストップサービスの展開を図ることが有効である。

(※) 機構は現在 4 カ所の海外事務所を展開している。なお、米国は○カ所、英国ブリティッシュ・カウンシルは○カ所、DAAD は○カ所の海外拠点を展開。

(ナショナルセンターとしての機能の整備)

日本人学生等の海外交流及び外国人学生の受入れをそれぞれ30万人とする目標に向けて、戦略的な留学生交流の促進を支えるナショナルセンターとしての機構の機能を強化していく上では、政府としても我が国の留学生交流の促進のため必要な措置を講ずるとともに、機構においては関係機関との連携等による機能の強化やメリハリのある資源配分が行われるよう業務の不断の見直しを行うことが必要である。

(4) 留学生支援事業を実施する組織の実施主体の在り方

(機構における 3 事業の在り方)

機構は、我が国唯一の学生支援のナショナルセンターとして 3 事業を総合的に実施しており、窓口の一元化による業務運営が効果的かつ効率的である。

特に日本人学生の派遣に関しては、留学生事業部の実施する給付型奨学金と、奨学金事業部の実施する貸与型奨学金（海外留学奨学金・有利子）との役割分担等も踏まえ連動させて推進するために、奨学金事業と連携して行う必要がある。

加えて、機構の留学生交流支援機関としての国際的な認知も踏まえ、海外におけるプレゼンスの観点にも留意が必要である。

(統合後の法人 (※) 等への移管の可否)

統合後の法人への移管については、現在、その検討が進められているところであり、当該法人の体制が明らかになった段階で、その内容を踏まえて検討していくことが必要であろう。

(※) 「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成 24 年 1 月 20 日閣議決定)において、大学入試センター及び大学評価・学位授与機構については統合するとともに、国立大学財務・経営センターを廃止し、その業務のうち当面継続されるものについて統合後の法人に移管することとされている。